宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和６年２月29日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市規則第15号

宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第１条　宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年宍粟市規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表第３（第31条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">給料・報酬</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>地区コミュニティ支援員</td><td>日額</td><td>7,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表第３（第31条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">給料・報酬</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>地区コミュニティ支援員</td><td>日額</td><td>7,007</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

第２条　宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

<table>
<tr><th>改　正　前</th><th>改　正　後</th></tr>
<tr><td>別表第３（第31条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">給料・報酬</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>地区コミュニティ支援員</td><td>日額</td><td>7,007</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td><td>別表第３（第31条関係）
<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">給料・報酬</th></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>地区コミュニティ支援員</td><td>日額</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改　　正　　前	改　　正　　後
備考　この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和６年４月１日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「会職給与等規則」という。）の規定は、令和５年10月１日から適用する。

（報酬の内払）

3　第１条の規定による改正後の会職給与等規則の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の会職給与等規則の規定に基づいて支給された報酬は、同条の規定による改正後の会職給与等規則の規定による報酬の内払とみなす。